

江府町規則第14号

江府町職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月16日

江府町長 白石祐治

江府町職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

江府町職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年江府町規則第52号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率) 第13条 成績率は、<u>100分の120</u>の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) <u>削除</u></p> <p>(2) <u>削除</u></p>	<p>(勤勉手当の成績率) 第13条 成績率は、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>定年前提任用短時間勤務職員以外の職員 100分の120</u></p> <p>(2) <u>定年前提任用短時間勤務職員 100分の60</u></p>

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。